

○町田市パートナーシップ宣誓制度に関する規則

令和5年3月31日

規則第27号

市民部市民協働推進課

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和5年3月町田市条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、町田市パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップを結んだ2人の者は、次の各号のいずれにも該当するときは宣誓をすることができる。

(1) 成年に達していること。

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。

(3) 当該宣誓に係るパートナーシップの相手方以外にパートナーシップを結んだ者がいないこと。

(4) 当該宣誓に係るパートナーシップの相手方が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。

(5) 次のいずれかに該当すること。

ア 少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること。

イ 市外に住所を有し、少なくともいずれか一方が宣誓の日から3月以内に市への転入を予定していること。

(6) 第11条第1項の規定による取消し又は撤回を受けたことがないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする2人の者(以下「宣誓予定者」という。)は、市の職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより宣誓を行うものとする。ただし、宣誓予定者の一方又は双方が自ら宣誓書への記入をすることができないと市長が認めるときは、市の職員及び宣誓予定者双方の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍個人事項証明書(日本の国籍を有しない者(以下「外国人」という。)にあつては、その本国の行政機関が発行する性別及び現に婚姻していないことを証する書類並びにそれらの翻訳文)

(3) 宣誓予定者が前条第5号イに該当するときは、当該事実を確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類を提出できない特別の事情があると認められるときは、市長が認める書類をもってこれに代えることができる。

3 宣誓予定者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。

(通称の使用)

第5条 宣誓予定者は、宣誓書に記載する氏名として、通称(本名(戸籍に記載された氏名(外国人にあつては、その本国の行政機関が発行する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類に記載された氏名)をいう。以下同じ。)に代わる呼称として社会生活上日常的に使用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。この場合において、宣誓予定者は、宣誓書に通称と本名を併記しなければならない。

2 宣誓予定者は、前項の規定により通称を使用する場合は、宣誓の際に、当該通称を社会生活上日常的に使用していることを確認できる書類を提示するものとする。

(宣誓証明書の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による宣誓がなされたときは、当該宣誓をした者に対

し、パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下「宣誓証明書」という。）を交付するものとする。この場合において、第3条第5号イに該当する宣誓をした者に対して交付する宣誓証明書には、宣誓がなされた日から3月の有効期限を付すものとする。

- 2 前条第1項の規定により、宣誓予定者が宣誓書において通称を使用したときは、市長は、当該通称と当該通称を使用した者の本名を宣誓証明書に併記するものとする。

（変更届）

第7条 前条第1項の規定により宣誓証明書の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかにパートナーシップ宣誓書記載事項変更届（第3号様式。以下「変更届」という。）に、変更の事実を確認できる書類及び宣誓証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された変更届に係る変更事項が本名又は通称であるときは、市長は、前条第1項の規定により交付した宣誓証明書と引き換えに、変更後の本名又は通称を記載した宣誓証明書を宣誓者に交付するものとする。

- 3 第3条第5号イに該当するとして宣誓をした場合において、宣誓者のいずれか一方が宣誓の日から3月以内に市に転入し、前条第1項後段の規定により付された有効期限内に住所に係る変更届を提出したときは、市長は、同項の規定により交付した宣誓証明書と引き換えに、有効期限のない宣誓証明書を交付するものとする。

（宣誓証明書の再交付）

第8条 宣誓者が、宣誓証明書の紛失、毀損、汚損等により、宣誓証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、宣誓証明書の毀損又は汚損を理由として再交付の申請を行うときは、再交付申請書に当該宣誓証明書を添えなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による再交付申請書の提出があった場合において、再交付す

ることが適当であると認めるときは、宣誓証明書を再交付するものとする。

(宣誓証明書の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(第5号様式)に、宣誓証明書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 第3条第5号イに該当するとして宣誓をした場合において、宣誓の日から3月以内に市に転入する予定がなくなったとき。
- (5) 宣誓者のいずれか一方が死亡したとき。

2 パートナーシップ宣誓証明書返還届には、宣誓者が署名しなければならない。

(本人確認)

第10条 市長は、第4条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項の規定により書類の提出を行う者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 一般旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政機関が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本人確認の提示として市長が適当と認める書類

(証明の取消し等)

第11条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓証明書に係る証明を取り消し、又は撤回することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、宣誓証明書の交付又は再交付を受けたとき。

(2) 宣誓証明書を不正に使用したとき。

2 前項の規定により証明を取り消され、又は撤回された者は、直ちに宣誓証明書を市長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、町田市パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書

町田市長 様

私たちは、町田市パートナーシップ宣誓制度に関する規則第4条の規定により、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約束した2者であり、ここに双方が互いにパートナーであることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

フリガナ 氏名		
フリガナ 本名※		
生年月日		
住所		
電話番号		

※氏名欄に通称を使用している場合は、本欄に記載してください。

(裏面)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは、パートナーシップの宣誓をするにあたり、次の確認事項の確認欄に記載した内容が事実と相違がないこと及び町田市パートナーシップ宣誓制度に関する規則（以下「規則」という。）の規定を遵守することを誓約します。また、確認欄に記載した内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ宣誓証明書を返還いたします。

氏名（自署） _____

氏名（自署） _____

	確認事項	確認欄 (該当するときは□に「レ」をつけてください。)
1	(成年であること) 双方がともに成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
2	(独身であること) 双方がともに配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。	<input type="checkbox"/>
3	(他の者とパートナーシップにないこと) 双方が当該宣誓に係るパートナーシップの相手方以外にパートナーシップを結んだ者がいないこと。	<input type="checkbox"/>
4	(近親者でないこと) 双方が当該宣誓に係るパートナーシップの相手方と民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。	<input type="checkbox"/>
5	(市内居住・転入予定であること) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
	双方が市外に住所を有し、少なくともいずれか一方が宣誓の日から3月以内に市への転入を予定していること。	<input type="checkbox"/> 転入予定者 _____ 転入予定日 年 月 日 転入予定者 _____ 転入予定日 年 月 日
6	(取消し等を受けたことがないこと) 双方が規則第11条第1項の規定による取消し又は撤回を受けたことがないこと。	<input type="checkbox"/>
7	(通称の使用) 宣誓書の氏名として通称を使用すること。	<input type="checkbox"/>

第2号様式（第6条関係）

（表面）



パートナーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

生年月日

生年月日

町田市性の多様性の尊重に関する条例第10条第2項の規定により、
年 月 日付けでお二人がパートナーシップにあることの宣誓をしたことを証します。

年 月 日

町田市長



有効期限（期限がある場合のみ記入）

年 月 日

(裏面)

この証明書の提示を受けられた方へ

この証明書は、パートナーシップを結んだお二人が、双方が互いのパートナーであることの宣誓をされたことを町田市性の多様性の尊重に関する条例第10条第2項の規定により、町田市が証明するものです。

この証明書の提示を受けられた方は、町田市パートナーシップ宣誓制度へのご理解とご協力をお願いいたします。また、この証明書に記載されている情報については、ご本人の意思を十分に確認した上で取り扱い、ご本人の同意なく第三者に公表（アウトティング）しないようご注意ください。

【氏名・本名】

氏名（通称）		
本名※		

※本名とは、戸籍に記載された氏名（外国人にあっては、その本国の行政機関が発行する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類に記載された氏名）をいいます。本欄は、表面の氏名欄に通称を記載している場合にのみ記載しています。

第3号様式（第7条関係）

パートナーシップ宣誓書記載事項変更届

町田市長 様

町田市パートナーシップ宣誓制度に関する規則第7条第1項の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出日 年 月 日

		届出者	パートナー
宣誓書に記載した氏名 (本名)		フリガナ 氏名 フリガナ (本名)	フリガナ 氏名 フリガナ (本名)
生年月日			
フリガナ 氏名	変更前		/
	変更後		
フリガナ 本名	変更前		
	変更後		
住所	変更前		
	変更後		
電話番号	変更前		
	変更後		

第4号様式（第8条関係）

パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書

町田市長 様

町田市パートナーシップ宣誓制度に関する規則第8条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓証明書の再交付を申請します。

申請日 年 月 日

	申請者	パートナー
フリ 氏 名		
フリ 本 名		
生年月日		
住 所		
電話番号		

再交付を希望する理由	該当する□に「レ」をつけてください。 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------------	---

第5号様式（第9条関係）

パートナーシップ宣誓証明書返還届

町田市長 様

町田市パートナーシップ宣誓制度に関する規則（以下「規則」という。）第9条の規定により、以下のとおり届け出ます。

届出日 年 月 日

	宣誓者	宣誓者
フリガナ 氏名（自署）		
フリガナ 本名		
生年月日		
住所		
電話番号		
返還の理由 該当する□に「レ」をつけてください。	<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した。 <input type="checkbox"/> 規則第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなった。 <input type="checkbox"/> 宣誓者の双方が町田市から転出した。 <input type="checkbox"/> 宣誓者の一方が宣誓の日から3月以内に町田市に転入する予定であったが、当該予定がなくなった。 <input type="checkbox"/> 宣誓者の一方が死亡した。※	

※この場合は、氏名欄について一方の宣誓者のみ自署をし、他方の宣誓者については記入をしてください。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

第 4 号様式 (第 8 条関係)

第 5 号様式 (第 9 条関係)